

オーナー社長のための確定申告

今年も確定申告の時期(令和4年3/15(火)締切)がやってきました。今回は、中小企業のオーナー社長が確定申告をしなければいけない場合、確定申告した方がお得な場合などについてお伝えします。

オーナー社長が確定申告しなければならない場合！

オーナー社長の確定申告が必要か、不要かについて、以下にまとめてみました。ご確認ください。

年末調整をしていない		確定申告が必要
年末調整をしている	2カ所以上の会社から給与を受け取っている	
	自社から家賃を受け取っている	
	自社から貸付金の利息を受け取っている	
	自社の配当金を10万円超受け取っている	
自社以外給与収入なし 自社以外の家賃収入などの所得が年20万円以下	確定申告は不要	
	以下 のいずれかに該当する	確定申告をすると お得です

上記は一例ですので、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

確定申告すると還付金が受け取れる場合があります

以下のいずれかに該当する方については、本来は確定申告不要ですが、確定申告をすることにより、給与などの収入から**天引きされている所得税の還付などを受けられる**ことがあります。

年間の医療費が10万円を超える	年間の医療費が10万円(または所得の5%のいずれか低い額)を超えた場合に、超えた金額を最大200万円まで所得から控除でき、還付金が受け取れます。対象の医療費()を集計してください。
対象の医療費 医師・歯科医師の治療費、 治療のための医薬品(市販薬含む) 、通院のための公共交通機関の交通費、 レーシック(眼科) 、 インプラント(歯科) 、治療目的の歯列矯正、医師の指示による差額ベット代、介護保険サービスのうち医療費に該当する部分(領収書などに記載があります)などが対象となります。	
マイホームを売って損が出た	5年超所有していたマイホーム を買い替えて 譲渡損となった場合の損失の金額 が、買い替えはしないが売却金額を返済に充てても残った 住宅ローンの残額 を所得から控除できます。また、1年間で控除しきれない損失や住宅ローンの残額については 3年間の繰越 が認められます。
株式の売買で損が出た	株式の売買による損失は、確定申告することにより、 3年間の繰越 ができます。 確定申告することにより、扶養控除が適用できなくなったり、国民健康保険料が上がる場合があるので注意してください。
雑損控除が適用できる 又は 義援金などの寄付を行った	災害により、自宅を修繕したなどの場合、領収書の添付があれば、 雑損控除として、その金額を所得から控除 することができます。また、義援金など寄付を行った方は、寄付先に応じて 寄付金控除を適用 することができます。
ふるさと納税をした	確定申告又はワンストップ特例申請をしないと、税金の控除が受けられません。注意点として、 ワンストップ特例申請をしても、確定申告書には再度ふるさと納税の記載をしないと、ワンストップ特例申請が無効 となります。

オーナー社長が受け取る配当金は二重課税されている！？

オーナー社長が自社から受け取る配当金が年間10万円を超える場合には、上記の表のとおり、確定申告が必要です。この配当金は法人税の計算上、経費とはならず、法人税を払ったあとの利益を原資としています。そのため、**オーナー社長が受け取る配当金は、法人税と所得税がかかっている**ことになり、税金の負担が重くなっています。



再度確認！時間外労働の上限規制と36協定

2020年4月より時間外労働に上限が設けられ、それに伴い36協定の様式も新しくなりました。時間外労働の上限規制の内容を今一度ご確認ください。新様式に記載する際の注意点と、労働者代表の正しい選出方法についても解説します。

36協定について

労働時間は労働基準法第32条で1日8時間、1週間40時間までと定められています。**労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、これを延長することはできません。**時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定を締結し、所轄の労働基準監督署への届出が必要となります。

働き方改革における時間外労働時間の上限規制

労働基準法の改正前は、法律上、時間外労働についての罰則はなく、36協定に臨時的な特別の事情がある場合（特別条項）を設けることで、上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。改正後は、法律に時間外労働の上限が規定され、罰則も適用されるようになりました。特別条項を設ける場合でも、以下を守らなければなりません。

- ・時間外労働が年720時間以内である。
 - ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満で、2～6か月の平均が80時間以内である。
 - ・原則である月45時間を超えることができるのは年間6回までである。
- 上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

新様式における変更点

時間外労働の上限規制に伴い、以下の変更がありました。注意するポイントは以下の通りです。

- ・労働保険番号、法人番号の記載
- ・「1日」「1か月」「1年」ごとに延長時間を記載
- ・協定期間の「起算日」を定める
- ・時間外労働と休日労働の合計が、月100時間以上または、2～6月平均80時間を超えないことについて、**チェックボックスが追加されている（を入れることが必須です）**

限度時間（月45時間・年360時間）を超える時間外労働を行わせることができる事由は、**通常予見することのできない業務量の大幅な増加**など、臨時的な特別の事情がある場合に限りです。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など、恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

労働者代表の適切な選出方法

36協定を締結する際は、使用者および労働者代表による署名押印が必要となります。その際に、**労働者代表の選出が正しく行われていない場合、労働基準監督署に届け出ていても無効**となってしまう可能性があります。

労働者代表を選出する際は、以下のポイントに注意しましょう。

- (1) すべての労働者の過半数を代表している
正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場の**すべての労働者の過半数を代表**している必要があります。
- (2) 管理監督者でない
労働者代表は、一般的に、部長や工場長など、労務管理について**経営者と一体的な立場**にないことが必要です。
- (3) 労働者代表を選出する正しい手続き
36協定を締結するために過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票・挙手などにより選出を行う必要があります。
- (4) 労働者への周知
労働基準監督署に届け出た36協定は、**労働者に周知**しなければなりません。周知しなかった場合には、労働基準法第106条違反（**30万円以下の罰金**）となることがあります。

また、労働基準監督署の調査が入った際、適切な選出方法であることが証明できるように、**日付と選任の事実が記録されているもの（電子メールや同意書、議事録等）を残しておく**ことが大切です。

労働時間の管理方法について

会社がすべき運用として、労働時間を適正に把握をすることが必要です。タイムカードや事業者の現認等、客観的な記録方法を採用し、勤怠管理をしていますでしょうか。なお、勤怠記録は、5年間の保存義務があります。（ただし、当面の間は3年間）**自己申告の出勤簿は原則として認められません。**労働基準監督署の調査では、パソコンのログ記録等と勤怠データを突合して確認することがあります。適正な時間管理のためには、クラウド勤怠ソフトの導入をお勧めします。今まで毎月の締め日ごとに把握していた労働時間をリアルタイムで確認することが出来ます。

金融機関の手数料値上げ

私たちのまわりのステルス値上げ！価格は、据え置きなのに量が...

<p>食べものでも...</p>  <p>ポテトチップス</p>	<p>飲みものでも...</p>  <p>牛乳</p>	<p>不動産でも...</p>  <p>3LDKの部屋</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

世間でも左記のようなステルス値上げが増えているように、金融機関でも手数料の値上げが増えています。

代表的な例として、ゆうちょ銀行のATMの一部有料化、硬貨を伴う手続きの有料化や、三菱UFJ銀行の新規取引での紙の通帳の発行手数料

など、今まで無料だったものが有料化したり、手数料の値上げなども徐々に増えています。

今まで銀行の収益は融資金利から預金金利を引いた利鞘がほとんどでしたが、昨今は超低金利時代が続く、利鞘で稼ぎづらい背景もあり、手数料収入に力を入れざるを得ないという銀行の懐事情があります。

取引している金融機関とうまく付き合う事はとても重要なことですが、経営者様としてはこの厳しい状況の中で無駄な手数料を払わないようにするために対策が必要です。その一歩として金融機関の手数料を把握することが重要ですので、融資などに係る手数料をいくつか例に挙げてご説明させていただきます。

担保取扱手数料

担保を設定する際などに発生する手数料です。プロパー融資などを行う際に不動産などを担保に設定する際に発生し、33,000円～55,000円ほどの価格帯が多いです。

融資事務取扱手数料

借入を行う際に発生する手数料で、借入をする度に毎回発生します。3,300円～11,000円ほどの価格帯が多く、金融機関によっても金額は様々です。

繰上返済手数料

借入を約定期間より前に返済する際に発生する手数料です。11,000円など一律の価格の金融機関もあれば、借入残高の1～2パーセントの手数料を取る金融機関もあります。借換えの場合にも、この手数料が発生する場合もあるので注意が必要です。

これらは頻繁に借入を行ったり、何口かの借入をまとめて借り換えなどを行うと手数料負担が増えます。そうすると、長期的な計画的を立ててまとまった金額を借りることが重要となってきます。

また、借入の方法として、当座貸越という方法があります。また別の機会に詳しく説明させていただきますが、融資枠の中であれば「いつでも借りることができ、いつでも返せる」という特殊な融資形式で、融資手続きの手間と手数料を削減できます。審査条件はとても厳しいですが、業績の良い企業様でしたら可能性がありますので、取引銀行に確認をしてみましょう。

条件変更手数料

借入の条件変更をする際に発生する手数料です。借入を条件変更すると金融機関からの信頼が著しく低下するので注意が必要であり、条件変更の更新のたびに手数料が発生します。

【まとめ】

金融機関によってさまざまな手数料があります。しかし、融資に係る手数料は銀行のホームページを見ても記載されていない場合がほとんどです。各金融機関の手数料を知るためにも、金融機関の担当者に手数料一覧表などをもらえるか確認してみましょう。取引している金融機関の手数料を比べて、手数料の観点から借入先を考えてみるのも良いかもしれません。



「Z世代マーケティング」

世界を激変させるニューノーマル」

ジェイソン・ドーシーアンドニス・ヴィラ

翻訳 門脇 弘典

(2021/10)

2,090円

Z世代の価値観から企業の戦略を考える一冊。新たな考え方に経営者、役員の方々は、驚くのではないのでしょうか。

【感想】

次世代の消費者は誰か。

それはZ世代ではないのでしょうか。

既存企業を支えてきたヘビーブーマー世代(1946年～1964年に生まれた世代)が新たなライフステージを迎えていくことで、今後の労働力と消費を担うと言われているのがZ世代(1996年以降生まれ)です。

Z世代は、ネットリテラシーが高く世界中で溢れている情報収集を素早く取り入れるため、以前とは物の考え方が異なります。

世界大不況の余波の影響を受けて育ったことから消費に対しては比較的に保守的。いくつものレビューを比較して商品を購入することや、そもそも店頭で購入することが少ない上に購入サイトが複雑、キャッシュレス化が進んでいないと購入には至らない。

携帯電話を幼少期から所有していることで、ネット広告への回避能力が高いため、今までの広告戦略では通用しない。

商品に対する価値だけでなく、商品を提供する企業が掲げるコンセプト(経営理念)や、文化的な価値観や使命感をも視野に入れて購入する。

独立志望を多く、学ぶことに意欲的。時間的要因よりも質を大切にしたいコミュニケーションを重視して、人との関わり合いを大切にする。

このように従来と根本的に価値観が異なるため、従来の顧客獲得のやり方では、今後通用していかないと予測されます。だからこそ、顧客はどこへと移り変わるのか？を考えていき、柔軟な戦略を立て直す力こそが、今後求められていくのではないのでしょうか。

【以下引用】

・明らかなのは、Z世代は従業員ファーストの企業を最優先するということだ。給料の金額よりもずっと優先度が高い。人生の3分の1を仕事に費やすなら、価値観を共有できる会社で、心から楽しめる仕事をやりたいと思っているようだ。

・Z世代と消費は家族を養うよりも、自分の体験やニーズ、ウォンツを満たすためのものが中心になると予想される。

・ミレニアル世代には、企業が社会的価値を重視する動きはまだ新しく、単なるスローガンとして聞き流されることも多かったが、Z世代らそれが当然と見なしている。企業にお金を使う前に、その企業が商品よりも大切なものを追求しているかどうかを知りたいと思っている。

高収益・高賃金経営が必要になる中、改めて企業理念を掲げる大切さを実感します。